

トランプ 2.0 の関税政策と日本企業の留意点

－風力原動機及びその部品・構成品に対する通商拡大法 232 条調査－

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025 年 8 月 25 日号

執筆者:

平家 正博

m.heike@nishimura.com

藤井 康次郎

k.fujii@nishimura.com

2025 年 8 月 25 日、1962 年通商拡大法 232 条に基づき、2025 年 8 月 13 日付で、風力タービン及びその部品・構成品の輸入が国家安全保障に与える影響を調査するための手続が開始されており、関係者に対し、本調査に関連する意見、データ、分析、その他の情報を提出するよう求める旨の連邦官報（以下「本件連邦官報」といいます。）が公表されました¹。当該連邦官報の概要及び今後の調査の流れは、以下のとおりです。

1. 本件連邦官報の概要

(1) 調査対象の範囲

本件連邦官報は、現時点では、調査対象となる産品を「風力原動機及びその部品・構成品」（“wind turbines and their parts and components”）としか規定していないため、風力原動機のサプライチェーンに関係する製品が、幅広く関係する可能性があります。

¹ <https://www.federalregister.gov/documents/2025/08/25/2025-16191/notice-of-request-for-public-comments-on-section-232-national-security-investigation-of-imports-of>

(2) 意見募集の対象

本件連邦官報は、特に以下の観点からの意見を歓迎する旨を述べています。

1. 米国内の風力原動機及びその部品・構成品の現在及び将来の需要
2. 米国内生産が需要を満たす能力
3. 米国需要を満たす上での外国の供給網（主要輸出国を含む）の役割
4. 特定の国・供給者への輸入依存の程度及びそのリスク
5. 外国政府の補助金や不当な貿易慣行が競争力に与える影響
6. 外国の不当な貿易慣行や国家主導の過剰生産による人為的な価格抑制の経済的影響
7. 供給支配の「武器化」の能力を含む外国による供給制限の可能性
8. 輸入依存を減らすための国内生産能力の拡大可能性
9. 現行の貿易政策が国内生産に与える影響と、国家安全保障保護のための追加措置（関税・割当等）の必要性
10. 供給網に対する外国の支配や窃取の可能性
11. 外国人による外国製風力原動機の機能や特性の「武器化」の可能性
12. その他関連する事項

(3) 意見の提出期限

上記意見は、本件連邦官報の掲載日から 15 日以内（2025 年 9 月 9 日まで）に提出する必要があります。

2. 今後の調査の流れ

商務省は、米国産業の申請若しくは他省庁の要請を受け、又は職権で調査を開始すると、利害関係者から情報・意見を取得した上で、270 日以内に調査結果を大統領に提出し、米国大統領は、当該結果を受領してから 90 日以内に、関税の引き上げ等の是正措置を発動するか判断します。そのため、本件でも、遅くとも 2026 年 5 月頃には調査結果が大統領に報告される予定ですが、実際には、当該スケジュールよりも早まる可能性があります。

3. 企業に求められる対応

上記 1.(1)のとおり、現時点において、調査対象となる製品は厳密には限定されておらず、風力原動機のサプライチェーンに関係する製品が、幅広く関係する可能性があります。そのため、関係する可能性のある製品を米国に輸出している企業は、本件調査の動向に注視するとともに、個社又は業界団体として、意見を表明すべきか検討することが望ましいと考えられます。特に米国内での生産では供給が不可能又は需要を満たすことができない製品を輸出している企業は、当該事情を積極的に主張するとともに、上記の意見表明の機会等を通じて米国の商務省に働きかける等して、当該製品を課税対象から外すよう働きかけることを検討すべきと考えられます。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com